

必ずチェック最低賃金！ 使用者も、労働者も

青森県最低賃金改正のお知らせ

1. 青森県最低賃金が改正されます。金額などは次のとおりです。
時間額 **716円（平成28年10月20日から）**
2. 青森県最低賃金は、青森県内で働く全ての労働者と、労働者を1人でも使用している使用者に適用されます。
3. 製造業と小売業の一部には、特定（産業別）最低賃金が定められています。
4. 詳しくは、青森労働局ホームページからもご覧になれます。
(<http://aomori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)

【お問合せ】青森労働局労働基準部賃金室 ☎ 017-734-4114

農業・漁業用免税軽油の免税証交付申請の受付について

平成29年3月から使用する農業用免税軽油及び同年4月から使用する漁業用免税軽油の免税証の交付申請を、次の日程により受付します。

1 受付日時、受付場所

- (1) 農業を営む方 平成28年12月9日(金) 午後1時30分から午後4時30分まで
青森県むつ合同庁舎 新館2階中会議室
- (2) 漁業を営む方 平成28年12月15日(木) 午後1時30分から午後4時30分まで
青森県むつ合同庁舎 旧館2階小会議室

※申請書類は郵送でも受け付けていますが、平成28年12月28日(水)必着でしてください。

2 農業用免税証の申請に必要なもの

- ①印鑑
- ②耕作証明書
- ③免税軽油使用者証（初めて申請する方を除く）
- ④返信用郵便切手402円分（合同庁舎内で購入可能）
- ⑤使用機械の譲渡証明書（初めて申請する方および使用機械に変更がある方）

4 漁業用免税証の申請に必要なもの

- ①印鑑
- ②免税軽油使用者証（初めて申請する方を除く）
- ③返信用郵便切手（申請枚数により異なります。合同庁舎内で購入可能）
- ④初めて申請する方および使用機械に変更がある方は、使用機械の譲渡証明書、漁船の写真（前、後、横、エンジン）および登録証

※免税軽油使用者証の有効期限が、平成29年12月31日より前に期限切れとなる農業の方、平成30年3月31日より前に期限切れとなる漁業の方、初めて申請する方、使用機械に変更がある方は、青森県収入証紙400円分も必要です。

不明な点がありましたら、下北地域県民局県税部課税課までお問合せください。

【お問合せ】下北地域県民局県税部課税課 ☎ 22-8581 内線207

第3回佐井村婚活イベント ステージⅢ「巡り合い」

村では、未婚化・晩婚化対策として、結婚し、将来子どもを持ちたいと考えている独身男女が自然な形で結婚支援策が展開される環境づくりとして、次のとおり独身男女の出会いの場の創出に取り組みます。

今回は、「ステージⅢ 巡り合い」の村内独身男性を募集しますので、積極的な参加をお願いします。

- 【開催日】12月23日(金・祝)
- 【場所】青森国際ホテル 別館5階
- 【対象者】村内在住の20～60歳の独身男性20名
- 【参加費】6,000円
- 【締切】12月9日(金)

※参加女性は青森県、北海道道南を中心とする20～60歳までの全国独身女性20名（シングルマザー・子連れの方も含む）

※詳細についてはチラシをご覧ください。



【お問合せ】総合戦略課 企画政策係 担当：東出